

# 西濃鹿児島県人会 規約 (案)

## 第1章 (総 則)

第一条 本会の名称は、西濃鹿児島県人会と称す。

第二条 本会の事務所は、幹事長宅内に置く。

第三条 本会は、会員相互の親睦扶助と郷土鹿児島県の観光発展と社会福祉に貢献する事を目的とする。

## 第2章 (会 員)

第一条 本会の会員は西濃地区に居住する鹿児島県出身者本会の趣旨に賛同する家族及び国内に居住する鹿児島県出身の個人で構成する。

## 第3章 (役員及び任務)

第一条 本会は、次の役員をもって構成する。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 幹事長 1名 (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名 (6) 幹事 若干名 (7) 会計監査 1名

第二条 本会の役員は、幹事の中から選出し第3章第一条役員会の議決を得て決定する。その任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第三条 役員職務は、下記の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は、職務を代行する。
3. 幹事長は、幹事会の議事運営に当たり幹事は、これを補佐する。  
\* 幹事とは、会長・副会長・幹事・書記・会計・会計監査を指し別に幹事長を設ける。
4. 会計は、本会の決算報告書の作成を行い会長に確認の上、監査へ報告する。
5. 会計監査は、会計の報告に基づき会計年度内の会計状況を監査する。

## 第4章 (会 議)

1. 会議は、西濃鹿児島県人会の通常総会及び定例会・臨時総会とする。
2. 会議は、第3章第一条の役員会を以て構成する。
3. 通常総会は、毎年11月に開催する他、役員会が必要と認めた場合は定例会又は臨時総会を開催する事が出来る。
4. 会議は、会長又は幹事長が招集し、会議の目的たる事項・内容・日時・場所を役員に通知しなければならない。
5. 西濃鹿児島県人会通常総会の議長は、出席会員の中から選出する。
6. 通常総会は、会員出席者の過半数の同意を以て議決する。  
尚、総会に出席できない会員は、予め通知した事項について委任状等代理人(議長)へ書面を以て議決権の行使を委任する事が出来る。

## 第5章 (会計年度)

1. 本会の会計年度は、毎年11月1日から翌年10月31日とする。

## 第6章 (財源など)

1. 本会の財源は、会費・寄附金・助成金・事業収入を以て充当する。

## 第7章 (禁止事項など)

1. 宗教団体活動への勧誘
2. 政治的活動への勧誘
3. 役員及び会員は、本会の名誉を著しく誹謗・中傷等をする事。
4. 反社会的勢力団体の構成員又はそれに類する人の入会は禁止。
5. 年間行事や通常総会等の開催中に進行を乱す事。

## 第8章 (役員選任など)

1. 会長・副会長・幹事長等の指名に基づいて選出する
2. 1で選出された者から新役員を推薦することができる
3. 1.2で選出できない場合は、会員の中から選出することもできる
4. 1.2.3.それぞれ役員を選任・役員変更があった場合は、全て直近の通常総会の承認を得る事とする
5. 役員在任中に辞任又は退任の意向がある場合は、通常総会開催の3ヶ月前までに会長又は幹事長に申し出るものとする。

## 第9章 (会員募集など)

1. 現会員の紹介及び新規会員の募集窓口（ホームページ）等を開設し情報公開を行うことができる。掲載内容は、役員承認を得る事とし更新時も同様とする。尚、ネットワークからの入会希望があった場合は、事前に面談し入会審査（出身地・現住所・氏名・生年月日・勤務先・連絡先・誓約書など）を行い入会させることができる。

## 第10章 (罰則など)

1. 第7章 第1項から第5項の禁止事項に抵触した場合、役員会の議決を得て罷免又は脱会させる事ができる。但し、4項の場合は、判明した時点で即時役員会を開催し役員全員の署名の書面を作成し、脱会又は除名できる。

## 第11章 (規約の改正など)

1. 本規約は、役員会の議決を得て改正する事が出来る。その場合は、直近の通常総会で承認を得る事とする

### (附 則)

この規約は、西濃鹿兒島県人会の設立の日（平成11年11月1日）から施行する。  
令和2年1月10日規約（改正案）作成、令和2年11月15日一部改正